

平成30年4月以降に就職した奨学金返還中の従業員の皆様へ

豊橋市奨学金返還支援 補助金のご案内

平成30年度補助金
交付対象者登録は
6月30日まで

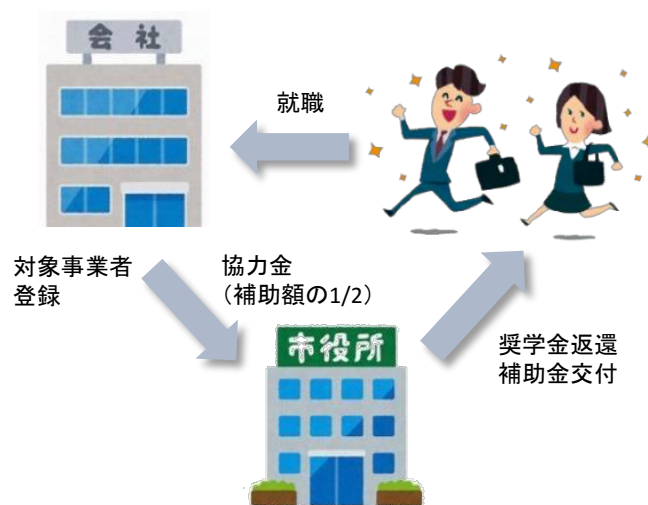
— 企業と市と一緒に奨学金返還を支援します —

豊橋市では、平成30年度より、地元の中小企業に就職した若者に対する奨学金の返還支援制度を始めました。

対象事業者として登録のある企業にお勤めの方で、補助金の交付対象者の要件にあてはまる方は、勤務先を通じて補助対象者登録をお願いします。

平成30年4月から6月の間に就職された方は、6月30日までに登録すると平成31年4月から補助金の交付を受けられます。

(7月以降も登録できますが、補助金の交付開始が1年後からになります。)



補助金の交付対象者

対象事業者に正規雇用として就職し、次の要件をすべて満たす方 (対象事業者を通じて補助対象者登録が必要)

- ・ 大学等を卒業し、就職時の年齢が35歳未満
- ・ 市内に居住
- ・ 市内事業所に勤務。但し、雇用主が市内に本店を有する対象事業者である場合、及び補助対象者として登録後に転勤となった場合は、市外事業所に勤務の場合も対象。

※ 奨学金の返還金及び市に納付すべき市税の滞納がある場合は、この補助金を受けることができません。

登録方法や補助金交付までの流れなど、
詳しくは裏面をご覧ください

補助対象期間

奨学金返還開始月から3年間

※ 補助対象者登録が返還開始日より後の場合は、補助申請年度の4月又は就職日の属する月のいずれかのうち遅い方から3年間

補助金額

月額15,000円 (3年間で540,000円)

交付方法

毎年2月末時点で左記の対象者要件を満たすことを確認の上、毎年4月にまとめて交付

〔4月新卒採用・10月～奨学金返還開始の場合〕

	補助額	(企業協力額)	補助対象期間 (月数)
1年目	75,000円	(37,500円)	10月～2月 (5か月分)
2年目	180,000円	(90,000円)	3月～2月 (12か月分)
3年目	180,000円	(90,000円)	3月～2月 (12か月分)
4年目	105,000円	(52,500円)	3月～9月 (7か月分)

お問い合わせ・対象事業者登録先

豊橋市産業部商工業振興課

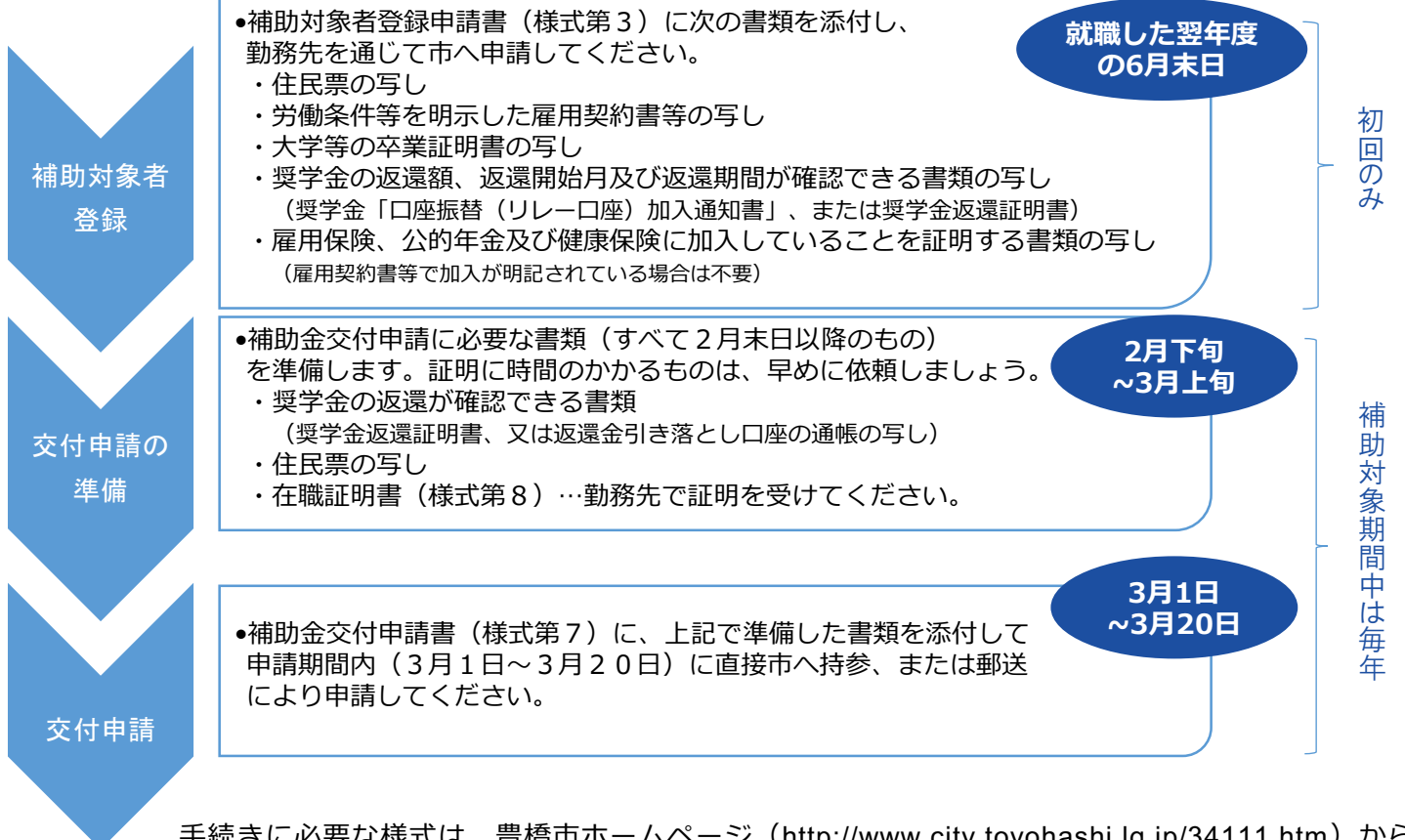
TEL 0532-51-2437

440-8501 豊橋市今橋町1番地 (市役所東館10階)

MAIL shokogyo@city.toyohashi.lg.jp

URL http://www.city.toyohashi.lg.jp/34111.htm

補助対象者登録から補助金交付までの流れ



手続きに必要な様式は、豊橋市ホームページ（<http://www.city.toyohashi.lg.jp/34111.htm>）からダウンロードすることができます。

豊橋市奨学金返還支援補助金手続きフロー(全体)

